

Ⅲ 道徳・人権教育 食育・健康教育

「豊かな心と健やかな体」道徳・人権教育の推進と食育・健康教育の充実

児童生徒の豊かな心を育むための道徳教育を推進します。また、生涯にわたる人権教育を推進し、人権を尊重する社会の実現を目指します。健やかな体を育むため、食育・健康教育の充実を図ります。

1. 重点施策

1 豊かな心を育む道徳教育の推進

(1) 道徳教育・生徒指導の推進

★発達支持的生徒指導の推進

全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤として、児童生徒一人一人をよく理解し、深い信頼関係に基づく指導・助言に努めることで、児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」生徒指導を推進します。

・チーム学校による不登校対策

令和6年3月に埼玉県教育委員会より発出された「一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック～総合的な長期欠席・不登校対策～」の活用を各学校に促し、教育委員会と学校が連携を図りながら組織的な予防策を講じていきます。

・不登校未然防止に向けたICT支援

健康観察アプリを導入し、学校と児童生徒・家庭の連携をより密にすることで、児童生徒一人一人の心や体の変化の早期発見につなげ、安心して学校に通える環境を整えます。

★教育支援センター（旧適応指導教室）と学校の連携強化

教育支援センター指導員と学校の相談員及びスクールソーシャルワーカーとの連絡会を定期的実施し、適応指導教室と学校の連携強化を図り、児童生徒の学校復帰に向けた環境を整えます。

・「特別の教科 道徳」の授業の質の向上

市内の道徳授業の工夫・改善の啓発を図り、道徳授業全体の質の充実を目指します。

・羽生市道徳郷土教材集「みち」及び埼玉県道徳教材「彩の国の道徳」の活用

各教材を道徳教育年間計画に位置付け、計画的な活用を図ることで、児童生徒に郷土を愛する心を育みます。

・「藍染め」の体験学習による郷土を愛する心の育成

羽生市の伝統的産業の一つである「藍染め」の体験学習を市内小学校で実施します。

・読書活動の充実（ビブリオ・バトル、並行読書等）

読み聞かせ、充実した図書室経営や家庭読書等の読書活動を行います。

・学校司書と市立図書館との連携

市立図書館長と市内学校司書が情報共有する機会を設け、学校図書館経営のさらなる充実を図ります。

・児童生徒一人一人に対する理解に基づいた生徒指導の推進

児童生徒教育支援シートを活用したアセスメントを行い、各校における生徒指導委員会や教育相談委員会において情報共有を行います。また、月初めに前月の支援シートのうち欠席7日以上の子童生徒に関する児童生徒教育支援シートを教育委員会に提出し、学校と教育委員会との連携を深めます。

- ・問題行動の発生時に組織的に対応する校内指導体制の充実
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談室等の関係機関と連携することで、児童生徒の問題行動に外部の視点を効果的に取り入れ、組織的な生徒指導を推進します。
- ・学校・地域・警察との連携強化
学校、地域社会や警察関係諸機関との緊密な連携を図り、社会総掛かりで健全育成活動を推進します。

2 生涯にわたる人権教育の推進

(1) 学校における人権教育の推進

- ・人権教育推進委員会の設置
校長、教頭の指導の下、人権教育に関する推進計画、全体計画、全体研修会等の企画立案を担う目的として人権教育推進委員会を設置しています。
- ・人権教育全体計画の作成
地域や学校の実態を踏まえ、関係法令等や学校教育目標に基づき、人権教育全体計画を作成します。
- ・人権教育に関わる教職員研修の計画的・継続的な実施
人権教育の実施に当たっては、人権教育に関わる教職員研修を計画的・継続的に実施し、教職員の指導力向上を図ります。
- ・人権感覚育成プログラムの活用
「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施し、人権感覚を育成することで、自他の人権を守るための実践力を身に付けさせます。
- ・人権啓発資料の積極的な情報提供
児童生徒の実態に応じた人権教育資料や各人権課題に即した人権啓発資料の積極的な情報提供を行い、人権学習を効果的に進めます。

(2) 地域における人権教育の推進

- ・生涯学習の視点に立った人権教育・啓発活動の充実
社会教育活動の全分野に人権教育を位置付けて、共生社会を実現するため、地域住民の人権意識を高める学習の機会の充実を図ります。
- ・各種研修会及び集会所学級事業の充実
多様な人権課題を取り上げた研修会や、地域の人権教育リーダーとしての指導者を育成する研修会を実施し、地域に根ざした人権教育を推進します。また、各集会所での小中学生学級、成人学級、女性教養講座等において人権教育講座を実施し、地域住民の人権感覚の高揚を図ります。併せて、全ての対象者に受講できる環境を提供するため、オンラインによる研修機会の充実を図ります。

- ・人権教育関係機関、学校、企業、NPOとの連携

人権を尊重しあう共生社会の実現のため、人権教育関係機関、学校、企業及びNPOとともに、研修会の共同実施や積極的な情報共有等を通して人権教育を推進します。

- ・「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の推進等による人権教育指導者の養成
地域の実態に応じ、個別の人権課題に対応した講師を招き研修会を実施します。また、豊かな人権感覚が身に付けられるような「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の実施や身近な人権問題についての意見交換等を行い、地域の人権教育リーダーとしての指導者を育成します。

★埼玉県教育集会所文化交流会（みなくるフェスタ）の開催

埼玉県内各集会所の利用団体による作品展示や舞台発表を披露する機会として、羽生市産業文化ホール（小ホール）で「2026 みなくるフェスタ」（埼玉県教育集会所文化交流会）を開催します。

3 インクルーシブ教育システムの構築による教育の推進

(1) 特別支援教育の推進

- ・教職員の専門性や指導力の向上

特別支援教育についての研究会等の支援を行い、発達障がいや愛着障がい等について研修することにより、専門性を高め、児童生徒一人一人に応じた支援を行うことができるようにします。

- ・全教育活動を通じた特別支援教育の推進

インクルーシブ教育の推進を図り、全教育活動を通じて特別支援教育の推進を図ります。

- ・支援籍学習の積極的な推進

特別支援学校と連携し、障がいのある児童生徒が、通常学級に入る等、ともに学ぶ支援籍学習を積極的に推進します。

- ・個別の教育に応えるための多様で柔軟な仕組みの整備

個別の教育的ニーズに応えるための多様で柔軟な仕組みを整備していきます。

- ・臨床心理士巡回相談等による指導・支援

児童生徒一人一人の発達障がいや苦手なこと、困っていることに気づき、その対応について、担任を中心とした教職員への助言を行っています。助言を基に児童生徒への対応の仕方を工夫することで、よりきめ細かな個への対応をしていきます。

- ・WISC検査を活用した就学相談の充実

各学校や保護者からの要望に応じ、公認心理士がWISC検査を実施します。検査の結果を保護者や学校にフィードバックし、当該児童生徒の特性に応じた指導に役立てていきます。

- ・通級指導教室における支援の充実

原則週1回の個別指導を中心に、一人一人の児童生徒の課題や障がいに応じた特別の指導を行います。現在、難聴・言語障がい通級指導教室「ことばの教室」（羽生南小学校、羽生東小学校）並びに発達障がい・情緒障がい通級指導教室「きずな教室」（羽生北小学校、羽生東小学校、南中学校）を設置しています。

- ・特別支援学級小中合同学習の推進

教育委員会主催の合同学習会を開催することにより、市内の特別支援学級児童生徒一人一

人が、他者とのかかわりを学んだり個別や小集団で培った力を生かしたりする学習の場を充実させます。

- ・埼玉純真短期大学教授等による巡回支援事業
各小・中学校において、特別支援教育研修を実施する際に、大学教授を講師として招き、教職員の特別支援教育への理解と指導力を高めます。
- ・特別支援教育専門企業との連携による教育ソフトの活用
発達障がい児教育サービス会社との共同研究を実施し、特別支援教育に係る教材開発等を推進します。

(2) 就学支援・相談活動体制の充実

- ・合理的配慮に基づいた基礎的教育環境整備
障がいのある児童生徒に対し、均衡を失した又は過度の負担を課さない範囲において、特別支援教育支援員（児童生徒介助員）等の確保、施設・設備の整備等、合理的配慮を提供します。
- ・合意形成に基づいた就学支援
就学先の判断については、障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況、専門家の意見等を勘案し、総合的判断を行います。その際、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と羽生市教育委員会、学校等がニーズと必要な支援について合意形成を図ります。
- ・個に応じた学習機会の提供
障がいのある児童生徒について、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において適切な指導を行います。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員等と学校の連携による教育相談体制の充実
不登校対策として、さまざまな児童生徒のニーズに応じ、各関係機関と連携し、教育相談体制の充実を図ります。
- ・市内保育所（園）・幼稚園・認定こども園と小学校の連携強化
児童一人一人に合った適切な就学支援が行えるように、保幼小連絡協議会を実施し、幼稚園・保育園（所）・認定こども園と小学校の連携強化を図ります。

4 食育・健康教育の推進

(1) 安全・安心な学校給食の推進

- ・栄養バランスのとれた安全で豊かな食事の提供
安全な食材の選定と、栄養バランスに富む、多様で魅力のある給食の充実を図ります。
- ・地場産物を活用した給食の推進
学校給食で使用する食材には、可能な限り地場産物を活用し、郷土食や季節感のある行事食の導入を積極的に進めます。
- ・給食センター施設・設備の計画的な改修の実施
安全・安心な学校給食の提供のため、給食センターの施設・設備を計画的に改修し、施設

の長寿命化を図ります。

★食器洗浄機（西側）更新工事

食器洗浄機の耐用年数が経過したため、更新工事を行います。

★自動軟化器更新及びボイラ室配管工事

ボイラで使用する水に硬度成分が含まれていると支障が出るため、軟水を生成する機器を更新します。併せて、老朽化したボイラの配管等を更新します。

★排水処理場ポンプ更新工事

既設ポンプの劣化のため、更新工事を行います。

★学校給食センター照明器具LED化工事実施設計業務

照明設備の老朽化、水銀灯の製造禁止を受け、令和8年度施工を目途に、実施設計を行います。

★給食用食器の更新

給食の提供に使用する食器の耐用年数が経過しており、安全に給食を提供するため、ランチ皿とボールを更新します。

（2）食育の充実

・栄養教諭による食に関する指導の実施

栄養教諭が市内各校を訪問し、朝食をはじめとする食事を摂ることの大切さや栄養バランスに配慮した食生活などについて食育指導を実施します。

（3）健康や体力を育む教育の充実

・体育・保健体育の授業及び健康教育の充実

各小・中学校の特別活動と教科の保健体育の指導を中心とした全教育活動や学校保健委員会により、学校・保護者・地域が一体となった保健指導を推進します。

・部活動振興事業による体づくりの推進

中学校での部活動をもとに、心身ともに健やかに成長できるよう、体づくりを推進します。

・外部指導者による部活動支援の充実

地域人材等の外部指導者を活用することにより、部活動の充実を図ります。

・部活動の地域展開または連携の推進

国、県の部活動の地域展開方針をふまえ、段階的に部活動の指導者を教職員から地域に移行または連携する取組を推進します。

・歯科保健活動や食育推進等による健康教育の推進

歯科衛生士や学校歯科医と連携した活動を行うことにより、相互に関連させて効果的な健康教育を推進します。

・感染症対策を基盤とした健康教育の推進

家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じるとともに、健康教育の推進を図ります。

2. 人権教育推進協議会の概要と事業計画

（1）人権教育推進協議会の目的

羽生市における人権教育の推進を図り、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に

向けて、明るい地域社会をつくることを目的とします。

(2) 構成(理事)

学校教育機関等代表	23名	社会教育機関等	10名	行政機関代表	9名
人権推進運動団体代表	10名	学識経験者	5名	合計	57名

(3) 事業

- ① 各種団体、機関等の連絡調整
- ② 研修会及び講演会の開催
- ③ 指導者の養成
- ④ 参考資料の紹介及び提供、その他

事業委員会、調査研究委員会、広報委員会の3委員会で構成される専門委員会を置き、理事会の決定に基づき本会の目的達成に必要な専門的事項の審議執行に当たります。

1) 事業委員会

ア 人権教育研修会

人権教育推進協議会理事、専門委員をはじめ、各種団体及び機関に参加を要請し、人権問題に対する認識を深める研修会を、人権教育指導者研修会(会場参集)の講座と併せて開催します。

イ 人権教育指導者研修会

市内の各種団体、機関における指導的立場にある人を対象にして研修会を開催し、指導者の養成と資質の向上を図ります。受講方法を会場参集とオンラインの選択制とします。会場参集は8月1日(金)と8月23日(土)の2日間で3講座を予定しています。オンラインは会場参集の講座を録画したものを11月1日(土)～翌年1月31日(土)の期間で視聴する講座を予定しています。

ウ 人権教育研究集会

小中学校教職員、PTA役員など約300名の参加を予定し、4分科会に分かれて研修をします。

○分科会及び研修テーマ

第1分科会(同和問題)

第2分科会(学校における子どもの人権)

第3分科会(「人権感覚育成プログラム」の活用) 第4分科会(PTAで取り組む人権課題)

2) 調査研究委員会

ア 人権作文集「じんけん」第50集発行

人権問題について、児童生徒の意識の動向を把握するとともに、生活をつづることによって人権意識の高揚を図り、人権問題の解決を目指す人権教育を推進します。

○人権教育に対する児童生徒の意識を探る観点

小学校低・中学年

1. 命の大切さについての理解
2. 身近な差別についての理解
3. 仲間意識について
4. 身の回りの不合理に対する意識

小学校高学年

1. 基本的人権についての理解と人間の尊さについての認識
2. 労働観、職業観について
3. 人権・同和問題に関する科学的認識
4. 連帯感・自他の人権を尊重する態度や能力について
5. 自然環境と人権について
6. 国際社会における平和と人権

中学校

1. 労働観、職業観について
2. 同和問題についての理解
3. 人権・同和問題についての科学的認識
4. 仲間意識・連帯意識について
5. 人権侵害や差別についての考えや同和問題をはじめとする様々な差別を解消して民主的な社会を実現しようとする意欲
6. 国際社会における平和と人権

3) 広報委員会

ア 広報紙「じんけん」の発行 第77号(3月)

市民が人権問題についての理解と認識を深めるための啓発活動の一環として、広報紙「じんけん」を発行します。親しみやすい広報紙作りに努め、市内全家庭に配布します。

イ 人権標語の募集

12月の人権週間にちなんで、人権意識の高揚を図り、人権問題の解決に資するため、市内の児童生徒を対象に、人権標語を募集します。

優秀作品3点を公表し、啓発活動に努めます。また、10月18日(土)のヒューマンフェスティバル北埼玉2025にて人権標語を掲示します。

3. 学校給食の概要

羽生市学校給食センター施設の概要

所在地	羽生市大字藤井下組685番地
処理能力	8,000食
開設	昭和38年10月
学校数及び 実施人員数	小学校 9校 児童数2,259人 教職員等207人 計2,466人 中学校 3校 生徒数1,131人 教職員等96人 計1,227人 (令和7年6月1日現在)
配送距離	最長6.7km 最短0.7km 配送業務は、昭和62年度より民間委託
調理業務	調理及びボイラー業務は、平成21年度より民間委託
給食費	小学校月額4,100円 中学校月額4,900円

〈 給食の一例 〉



〈 バーガー給食 〉



〈 給食調理風景 〉



〈 学校訪問 〉



〈 社会科見学 〉

